

論説

後漢前半期における皇帝支配と尚書体制

はじめに

富田 健之

近年、後漢時代史研究が活発化してきている。狩野直禎・渡邊義浩・東晋次三氏による專著が相継いで刊行され、多年に亘って積み重ねられてきた研究の集大成がそれぞれにはかられた。⁽¹⁾それを承けて、これまでの後漢時代史研究の到達点を確認するとともに、新たな研究方向を模索する動きも現れてきている。⁽²⁾ここにきてようやく後漢時代を「ひとつの時代」として把握していこうとする機運が高まってきたといえよう。⁽³⁾

そうした近年の諸研究を含めてこれまでの当該史研究にあって、諸先学の多くが考究してこられた問題のひとつに、当該時代にとくに顕在化する外戚あるいは宦官による政権掌握の要因・背景の解明ということがある。つまり、王莽篡奪に懲りた光武帝・明帝による権臣とくに外戚の政治進出抑制と皇帝一元支配強化にもかかわらず、何故に

章帝の晩年以降外戚が政治的に台頭し、外戚專權が繰り返されることとなつたのか。それに加えて宦官の政治壟斷が加速されていつたのは何故か。前漢武帝期以降の皇帝支配の展開をふまえて、あるいは次代の貴族制研究から遡及させて、様々な理解が俎上に載せられてきた。誤解を恐れず大まかにまとめるならば、皇帝支配の弱化あるいは皇帝權力の相対化といった大勢のうえで理解していこうとする従来の学説に対し、皇帝支配体制強化の進展にともなう政治的現象として把握すべきとする理解が近年提示されてきている。⁽⁴⁾ そうした研究動向のなかで、筆者はこれまで、前漢武帝期以降、尚書体制とよぶべき皇帝支配の体制化の動きが進展して行くことを、内朝・外朝構造の出現、尚書の台頭あるいは三公制形成などの問題の考察を通じて明らかにしてきた。⁽⁵⁾ 小論は、その延長上に、また右述の研究動向の後者の立場に立ちつつ、光武帝期から後漢中頃の順帝期にかけての後漢前半期における皇帝支配のあり方と尚書体制の展開について考察していこうとするものである。⁽⁶⁾

一 皇帝一元支配と尚書体制 —— 光武・明・章帝期 ——

漢王朝が名実ともにその支配を確立し、領土的にも飛躍的に拡大した前漢武帝期は、質量ともに肥大化した国政を円滑にかつそこに皇帝の意志を貫徹させて運営するため、まずは内朝・外朝の作用により国家的統治方針に高められた皇帝の支配意志によつて、国政担当機能を發揮する官僚機構の整備強化が図られた。さらにそうした官僚機構を、皇帝が組織的に統御運用していくための皇帝官房的あり方が尚書に求められ、尚書は国政運営の局面にあって「陛下の喉舌」と位置づけられていくこととなつた。こうした新たな支配のあり方を志向した武帝が崩ずると、

漢王朝の皇帝支配は一時的に動揺するが、それが「霍光Ⅱ領尚書事体制」によって乗り切られ、続いて宣帝が「省尚書事」を柱とする親政体制を築くことで、新しい皇帝支配の体制化、つまり尚書体制はその基礎が徐々に固められていった。その後、尚書の皇帝官房機能強化を目的とした機構改革、さらには王莽政権初期にかけて進展した三公制形成の動きとによって、尚書体制はほぼそのかたちを整えられていった。しかしながら、王莽の度重なる機構改革による混乱と尚書の皇帝官房からの疎外による国政運営の破綻とによって、尚書体制は急速に形骸化していき、それとともに王莽政権それ自体も瓦解へと突き進んだのである。⁽⁷⁾

さて、『後漢書』列伝三九仲長統伝に載せられる仲長統の「昌言」法誠篇には、

光武皇帝、数世の失権を愠り、疆臣の竊命を忿り、枉を矯め直を過らしめ、政は下に任せず。三公を置くと雖も、事は台閣に帰す。此れより以来、三公の職、員に備わるのみ。

とあり(以下『後漢書』からの史料の引用に際しては書名を省く)、光武帝が権臣の台頭を防ぎ、権力を皇帝一身に集中するという方針を採ったがために、その手足となる「台閣」Ⅱ尚書台の権力が増大し、一方三公(府)の権が低下したとされている。従来、この仲長統の理解を根底において、後漢初光武帝およびその治世を踏襲した明帝の代にあって、尚書台の枢機機関化とそれによる三公九卿の行政執行機構化が決定的となったという理解が一般的であった。⁽⁸⁾しかし近年、祝総斌氏らによって、仲長統らの理解は、彼らが生きた時期の政治状況を色濃く投影したものであって、必ずしも後漢初の実態を表しているものとはいえないことが指摘されてきている。⁽⁹⁾本節では、そうした近年の研究成果を継承しつつ、尚書体制の展開という観点から、光武・明・章帝期の皇帝支配のあり方とそれをめぐ

る二三の問題について考察する。

漢王朝を再興し、全国平定に邁進していった光武帝は、その多難な国政運営にあつて、尚書台を重視し、その結果尚書官僚の「活躍」が顕在化してくる。いま列伝一六に列挙されている当該期に活躍した尚書官僚に関する記事を掲げてみる。

光武即位し、(平原太守伏)湛の名儒旧臣なるを知り、内職を幹任せしめんと欲す。尚書に徵拜し、旧制を典定せしむ。
(伏湛伝)

建武四年。光武、(侯)覇を徵して車駕と寿春に会せしむ。尚書令に拜す。時に故典無く、朝廷に又旧臣少し。覇、故事に明習なりて、遺文を収録し、前世の善政・法度の時に益有る者を條奏す。皆之を施行す。
(侯覇伝)

(広漢郡主簿郭)賀、能く法に明らかなり。官を累ね、建武中、尚書令と為る。職に在ること六年。故事に曉習し、匡益する所多し。
(蔡茂伝附郭賀伝)

これらからは、「故典無く」しかも「旧臣少な」き情況のもと、「故事に明(曉)習」なる人材が尚書官僚に登用され、彼らによる「遺文の収録」と時政に益ある「善政法度」の「條奏」あるいは「旧制の典定」がおこなわれ、着々と国家の体制づくりがなされていったことがわかる。このように、王莽政権の崩壊にともなう混乱を承けて再興された漢王朝の国家再建プロジェクトが、尚書台およびその構成員によつて担われていたわけである。そうした尚書台の担った政治的役割は、当該期にあつては「内職」と認識されていたようである(伏湛伝)。このことは、一

一般的に三公九卿に代わって国政担当機能閑化していったと理解されることの多かつた当該期の尚書台のあり方について、やや異なった理解を可能とするものといえるのではなからうか。以下そうした観点から検討をおこなう。

後漢時代における尚書台の主要な政治機能について、これまでの研究成果をふまえながら、私見にもとづいて整理すると、おおよそ次のようになる。⁽¹⁰⁾ ①詔勅の草制・発布に関わる職任 ②章奏の上奏・披閱に関わる職任 ③官界肅正に関わる職任 ④朝会・朝議の正常なる運営に関わる職任 ⑤「問状」機能 ⑥官僚人事に関わる職任 ⑦政策立案・審議に関わる職任。①および②は、改めて確認するまでもなく「陛下の喉舌」たる尚書台の皇帝官房機能の根幹をなすものといえよう。③は例えば安帝による皇太子廢位に強く反対した官僚たちの抗議行動を、尚書令以下「諸尚書」が弾劾したこと（陳忠伝）にみられるように、皇帝の支配意志の官界への徹底をはかるといった性格のものである。④は建光元年（一一二）の元会における諫議大夫の発言を「朝政を廷誦する」ものとして列曹尚書が弾劾した事例（陳禪伝）、あるいは羌族反乱対策を議した朝議での議郎の発言が「大臣を廷辱」したとして尚書郎が弾劾した事例（傅燮伝）などにみられるように、皇帝が支配する全帝國的秩序の更新が図られる元会、そして皇帝専制を支える朝議といった皇帝支配が具体化される重要な場の正常なる運営を担う政治機能といえる。⁽¹¹⁾ ここまでみてきた尚書台の機能は、いずれも皇帝官房的機能といった性格のものであり、その意味で前述の「内職」に相当するものと考えられるが、こうした機能を担う尚書台の政治構造上の位置を端的にあらわすものが⑤の「問状」機能である。⁽¹²⁾ 列伝二四梁統伝に、太中大夫梁統が光武帝に重罰主義にもとづいた刑法改革を求めて建議したが、光武帝の諮問をうけた三公廷尉合同会議で「開可すべからず」とされたため、改めて自説開陳の機会を求めて上言し

たことがみえるが、そこで彼が光武帝に求めた意見開陳の具体的方法は、「願わくは召見を得ん。若しくは尚書近臣に対して、其の要を口陳せん」というものであった。光武帝は彼の要請を容れて、尚書台に命じて「問状」し、その内容をふまえて「不報」という決定を下している。こうした経緯からは、梁統にとって尚書官との対面による「口陳」つまり尚書官僚による「問状」が、「召見」による皇帝との直接対話に準じるものと認識されていたことが確認できる。つまり、当該期の尚書台は、政治構造的には人格的存在としての皇帝と一体化した、皇帝支配を体制的に表現する機構として発達してきたものと考えらるべきであろう。

さて、尚書台の政治機能の⑥と⑦であるが、ともに尚書台の国政担当機能化が論じられる際の論拠とされることが多い。まず⑥についてみると、佐藤達郎氏によると、六百石以上の高級官僚に関しては、非常の察挙による人事権が三公府に残される一方、功次による通常の人事は、前漢末頃以降後漢時代を通じて尚書台が官簿の記載にもとづき、かつ功令や故事の規定に則っておこなうようになっていく。⁽¹³⁾なお、光武帝は「尚書に勅して（前太尉西曹掾蔣）遵の禁錮を解かしめ」ているが（戴憑伝）、それは六百石未満の官僚の場合であっても（太尉西曹掾の官秩は比四百石）、尚書台が人事管理をおこなっていたことを示唆している。こうした尚書台の官僚人事への関与は、かたちとしては丞相・御史府（三公府）の権限の尚書台への移管によって生じたものであろう。ただし、それを国政担当からの三公府の後退とそれに代わる尚書台の台頭という趨勢のもとでの権限移管と片づけられるわけにはいかない。列伝二三朱浮伝に、光武帝が地方長吏に対する監察から三公を排除し、もっぱら州牧（＝「使者」）による監察のみを重んじていることを批判した朱浮の上疏が載せられるが、そこに、

劾奏する所有るに至りては、便ち免退を加う。覆案は三府あづかに関らず、罪譴は澄察を蒙らず。陛下は使者を以て腹心と為し、而して使者は従事を以て耳目と為す。是れ、尚書の平、百石の吏に決すと為す。

とあり、地方長吏に対する監察の結果おこなわれる賞罰人事に尚書台が何らか関与していたようである。ただし、朱浮の上疏は、尚書台による人事のあり方への批判ではなく、州牧の監察にのみ依拠する光武帝の人事運営それ自体への批判であり、それだけに右にみえる「尚書の平」とは尚書官僚による人事実務を指すものではなく、それをうけて光武帝によって最終的に下される判断・決定と同義のものといえよう。これから推すに、尚書台の官僚人事機能は、尚書台が国政担当機関として台頭することで丞相・御史府（三公府）から移管されたという性質のものでなく、皇帝による官僚機構の統御運用の根幹である人事権限が、その統御運用のための組織である「陛下の喉舌」¹⁴ 尚書台に回収されていったものとみるべきであろう。その意味で、尚書台の皇帝官房機能の一環をなすものといえる。

次に⑦の政策立案・審議に関する職任であるが、列伝三三朱暉伝に、章帝元和年間（八四―八六）、財政政策をめぐっておこなわれた「尚書通議」に関する史料がある。その財政史上の問題点については先学の研究に委ね、¹⁴ ここでは論議の経過についてとりあげる。

是の時穀貴く、県官の経用足らず。朝廷之を憂う。尚書張林上言す。……是に於て諸尚書に詔し通議せしむ。

（尚書僕射朱）暉奏すらく、林の言に拠りて施行すべからずと。事遂に寝む。後、事を陳する者復た重ねて林の前議を述べて、以為らく、国に於て誠に便なりと。帝之を然りとし、詔有りて施行す。暉復た独り奏して曰く。

……帝卒に林等の言を以て然りと為すに、暉の重議を得。因りて怒りを発し、諸尚書を切責す。暉等皆な自ら獄に繋がる。三日にして、詔勅して之を出す。：暉因りて病篤しと称し、復たは議に署するを肯ぜず。：諸尚書為す所を知らず、乃ち共に暉を劾奏す。帝の意解け、其の事を寝む。

ここでは、財政政策に関わる案件が、列曹尚書によつて建議され、「尚書通議」という尚書官合同会議にその審議が命じられている。この「尚書通議」のあり方は、漢代における各種の会議と同様皇帝の諮問会議といったものであるが、とくにここではその会議のあり方あるいはそこに出席した尚書官僚が章帝の強い統御のもとに置かれていたことが注目される。つまりここでの尚書官僚には、諮問に応えるというかたちをとつて政策の高度化を図り、章帝による国政運営の万全を輔翼していくことが求められていたのであり、それが達せられなかつたところに章帝の怒りの爆発とそれによる尚書台の狼狽ぶりとが生まれたとみられる。従つて、少なくとも右からは、尚書台が独自に財政政策全般に関する権限を保持したかたちで財政運営を主導し、あるいは財政運営を全面的に担う国政担当機構としてその機能を發揮したといったあり方は想定し難いと考える。

以上のように、一般的に後漢時代に入つて、国政運営の面で独自の権力機構として発展していったと理解されがちな尚書台であつたが、実態としては皇帝官房機能を強めた「陛下の喉舌」としてのあり方そのままであり、その意味で後漢時代にあつても、尚書体制のもとでの皇帝支配が志向されていたとみてよいであらう。この点について、次に当該期において実権を喪失したとされる三公（府）の実態を検討してみよう。

後漢時代に入つて、三公（府）が国政運営の枢機から疎外されていったという理解には、光武・明帝期に三公に

対して厳しい督責がおこなわれたこと、その結果として罪に問われ免・死する三公の多かつたことなどが論拠とされているようである。⁽¹⁶⁾しかし、官僚の免・死といった事態からその官職・組織の形骸化を想定すべきでないことは、すでに前漢武帝期の丞相・御史大夫をめぐる情況の検討から明らかにしたところである。⁽¹⁷⁾そもそも当該期に皇帝の厳しい督責をうけていたのは、何も三公だけに限られたことではなく、「尚書近臣、乃ち前に捶撲牽曳せらるるに至る」(申屠剛伝)、「近臣尚書以下提曳せらるるに至る」(鍾離意伝)などあることから明らかのように、尚書官僚も同様な境遇に置かれていたのである。とすると、官界全体におよんだ皇帝の厳しい督責の内容が問題となってくる。「後漢書」には、光武帝および明帝が「吏事」によって官界を督責していたことが各所に叙述されている(朱浮伝の論、賈復伝など)。「吏事」とは一般的には国政運営に関わる具体的実務事項ということになるが、当該期にはそれに止まらない意味がもたされているようである。列伝一六馮勤伝に、司徒馮勤に対する光武帝の言葉として、

朱浮、上は君に忠ならず、下は同列を陵轍し、竟に以て中傷せられ今に至る。……能く忠を国に尽くし、君に事えて二無くんば、則ち爵賞は当世に光り、功名は不朽に列なる。勉めざるべけん哉。勤愈、恭約にして忠を尽くす。号して職に任ずと称す。

とある。ここで光武帝が「君に不忠」であったとしている朱浮は、前述のように光武帝の統治理念に必ずしも盲目的に追従する官僚ではなかったようである。一方、「恭約にして忠を尽くし」た馮勤は、本伝にも記されるように尚書官僚として活躍した人物である(列伝一六)。こうしてみると、光武帝が三公(をはじめとした官僚総体)に求め

た「吏事」とは、国政運営への能力發揮に止まらず、皇帝の支配意志にいささかの疑念も抱かず、与えられた職任を忠実に果たすというあり方のものであったとみるべきであろう。要するに、光武・明帝期の三公（府）は決して「員に備わるのみ」の存在ではなく、その三公（府）を頂点として構成される官僚機構総体が、光武・明帝の志向する統治理念の具体化に向けて機能を發揮するよう求められていたわけであり、それだけに前述の尚書台のあり方と相俟って、当該期における尚書体制の展開の在りようが確認できるであろう。

さて、皇帝親政のもとでの尚書体制にあつては、「陛下の喉舌」たる尚書台から上がってくる国政事項の決裁という政治機能、すなわち「省尚書事」が全面的に皇帝に求められてくる。列伝三一鍾離意伝に、

葉松……（尚書）郎と爲り、常に独り台上に直す。被無く、枕を枕にし、糟糠を食す。（明）帝、毎夜台に入るに、輒ち崧を見る。其の故を問ひ、甚之を嘉す。

とあつて、尚書郎が当直する「台上」を明帝が毎夜訪れているが、それは、列伝一八下馮衍伝附馮豹伝に、章帝期のこととして、

（豹）孝廉に挙げられ、尚書郎に拜さる。忠勤懈らず。事を奏する毎に未だ報ぜざれば、常に省閣に俯伏し、或いは昏従り明に至る。

とあるように、尚書郎によつて尚書台からの奏事が皇帝に上達され、皇帝がそれを決裁して改めて尚書郎に報じるという様態のものであろう。そこには、尚書体制による国政運営が究極的には皇帝自らによる「省尚書事」によつて成り立つものであることが示されている。光武帝が、皇太子であつた明帝にその「勤勞怠らざ」る状態を案ぜし

めるほどに政務に励み（光武帝紀）、またその明帝にしても「毎夜台に入つ」たのは、ひとえに「省尚書事」が両帝に然らしめたものといふことができる。要するに、尚書体制のもとで官僚機構総体を厳しく督責することを根底としてなされた光武・明帝による国政運営は、一面において劉秀および劉莊という並外れた資質をもった人物にしてはじめて可能となるような性格のものであつたのである。それでは、そうした両帝を継いで三代皇帝の座についた章帝劉炆にあつてはどうかであらうか。

章帝劉炆は、「少くして寛容、儒術を好ん」だとされ、その治世も「人の明帝の苛切を厭うを知りたれば、事は寛厚に従う」とされており（章帝紀）、少なくとも光武・明帝のような国政運営を全面的に主導していくといった強烈な個性をそこから看取することはできない⁽¹⁸⁾。そうした章帝の即位にともなつて、録尚書事の任がはじめて置かれることになる。章帝紀の永平一八年（七五）十月の条に、

詔して曰く。朕、眇身を以て、王侯の上に託し、万機を統理するに、厥の中を失うを懼れ、兢兢業業として、未だ済す所を知らず。深く惟うに守文の主は、必ず師傅の官を建つ。……行太尉事節鄉憲は三世位に在り、国の元老為り。司空融は職を典ること六年、勤勞怠らず。其れ憲を以て太傅と為し、融を太尉と為し、並に録尚書事たり。

とある。ここにみえる録尚書事の任について、鎌田重雄氏は、これが前漢の領尚書事の制度化されたもので政治の最高権力者であつたとされる⁽¹⁹⁾。しかし別稿で考察したように、録尚書事に領尚書事の制度化されたあり方を認めることはできない⁽²⁰⁾。またこの時録尚書事の任に就いた趙憲および牟融の二人が、最高政治権力者として活躍したこと

を想定することも、彼らの本伝をみる限りでは無理があるようである。右の詔には、皇帝として「万機を統理」していくこととなった章帝が「厥の中を失する」ことを危惧し、「師傅の官」の役割を果たすものとして録尚書事の任を設定したことが述べられている。これから推すに、章帝は自己を光武・明帝に比した時、そこに「省尚書事」能力の低下を自覚せざるを得ず、それ故の録尚書事の任の設置となったのではなからうか。また、その録尚書事の任に太傅および太尉があてられたことは、同じく皇帝の「省尚書事」能力を補完するものであっても、前漢の領尚書事の多くが、皇帝との人格的信頼関係や血縁的紐帯を有しそれを軍事的勢力によって固めた人物によって皇帝個人を直接的に支えるものとして立ち現れたのとは異なり、章帝劉烜個人ではなく章帝が体現する皇帝支配を体制として輔翼していくというあり方が志向されたためといえる。

以上述べてきたように、後漢王朝の再興によつて、光武・明帝の親政のもと「陛下の喉舌」たる尚書台が皇帝官房機能を強化され、その尚書台によつて組織的に統御運用される官僚機構の機能発揮とが相俟つて、尚書体制という皇帝支配の体制化が進展していったのである。と同時に、尚書体制の根幹的政治機能である皇帝の「省尚書事」能力も重視されることとなり、章帝の即位とともに体制としてそれを支えていくものとしての録尚書事の任が設けられることとなった。次節でとりあげる外戚専権の問題は、尚書体制のもとでの皇帝の「省尚書事」機能ということに関連して現れてくるものである。節を改めよう。

二 外戚の政治的台頭と尚書体制 —— 和・安帝期 ——

第四代皇帝として幼少なる和帝が即位して以降、後漢史上の大きな問題である外戚専権が顕在化することとなる。光武帝そして明帝の強い警戒にもかかわらず、何故に外戚が勢力を伸張させ政権を掌握するに至ったのかという問題をめぐっては、冒頭で述べたように当該期の皇帝権の性格を如何にとらえるかという点と絡んで、ふたつの異なる研究動向が並存している。東晋次氏は、外戚による政権掌握を貴戚政治という概念で把握されたうえで、前漢中頃以降優勢となってくる儒家思想にもとづく「親親の義」が皇帝による外戚優遇の慣行を生み出すとともに、後漢前期三代に進行した皇帝権の絶対化が、結果として貴戚政治の進展とそれによる皇帝権の相対化をもたらしたと構想される⁽²¹⁾。一方藤田高夫氏は、直接的には前漢後半期を対象としつつ、当該期に絶えざる皇帝独裁体制への志向が存在したこと、外戚政権はその体制を輔翼する輔政者として立ち現れてくること、従ってその存在は「漢代の官僚機構が成熟する過程で生じた一種の副産物」であると結論される⁽²²⁾。本節では、こうした研究動向をふまえて、外戚専権の問題を尚書体制の展開という動きとの関連から考察してみたい。

ところで、前漢後半期に権力を掌握した霍光、霍山、史高、王鳳、王音、王商、王根そして王莽といった外戚は、すべて將軍職を本官としたうえで領尚書事の権を握っている⁽²³⁾。一方、後漢前半期に登場する外戚、具体的には和帝期の竇氏（竇憲）、安帝期の鄧氏（鄧騭）あるいは閻氏（閻頭）がそうであるが、いずれも録尚書事の任に就いてはいない。このことは、外戚の存在と録尚書事の政治的機能とが本来的には相容れない性格のものであったことを示

唆する。また当該期の外戚の中心に立った竇憲および鄧騭についてみると、竇憲の場合、侍中として和帝即位を迎えた後、車騎將軍ついで大將軍となつたが、そのうちのかんりの期間は北匈奴遠征などのため出征しており、その間は政治の中核からある程度距離を置かざるを得なかつたと思われる。一方鄧騭の場合も、同様な將軍職を歴任する過程で一年以上に亘つて羌族反乱鎮圧に出征し、また母新野君の死去後は他の兄弟一族の多くとともに官職を辞し、その後の約一〇年は實質的に無官であつた。⁽²⁴⁾この点でも前漢後半期の外戚のあり方とはかなり様相を異にしている。このように、体制的に明確な地位や権限を保持せず、あるいは体制上の要職から身を退いた状態にあつても、後漢前半期の外戚が権力を掌握し得たのは何故であらうか。

周知のように、後漢時代の外戚專權は、幼帝の即位とそれにとまなう皇太后の臨朝稱制を契機として⁽²⁵⁾いる。その最初の事例が和帝期の皇太后竇氏であるが、和帝紀章和二年（八八）三月庚戌の条に、臨朝開始後間もない竇太后の詔が載せられている。

皇太后詔して曰く。……今、皇帝幼年なるを以て、榮榮として疚に在り。朕且く^{しば}聽政を佐助す。……己を恭しみて成を受くれば、夫れ何をか憂えん。然れども守文の際、必ず内輔有りて以て聽断に參ず。侍中憲は、朕の元兄、行能兼備、忠孝尤も篤し。先帝の器とする所にして、親ら遺詔を受けたり。当に旧典を以て斯の職を輔すくべし。憲固く謙讓を執る。節奪うべからず。……其れ（鄧）彪を以て太傅と為し、爵関内侯を賜い、録尚書事。百官己れを総べて以て聽け。朕庶^{こいねがわ}幾くば内位に専心するを得んことを。

ここには、竇太后が幼帝に代わつてしばらく「聽政を佐助」するにあたって、「聽断に參じ」る「内輔」を必要

としたこと、当初太后の兄である侍中竇憲をそれにあてようとしたが固辞され、それを断念したこと、そこで前太尉鄧彪を太傅として録尚書事の権を賦与したこと、その太傅のもと百官が各々責務を果たし国政運営の正常化が図られれば、太后は「内位に専心」できること、が述べられている。この詔文をみる限りにおいては、「内輔」＝録尚書事という図式が成り立つかのようである。²⁶⁾しかし、前節で検討した章帝即位時にはじめて設けられた録尚書事のあり方から考えると、「内輔」＝録尚書事とすることには躊躇を覚えざるを得ない。つまり、竇太后は当初前代の領尚書事のあり方の「内輔」として兄の竇憲を想定したが、光武・明帝の外戚抑制が遺制として影響したのか、それを断念した。そこで、章帝が自らの「省尚書事」能力を体制的に補完するものとして創設した録尚書事の再設置という方向に転換したとみるべきではなからうか。この点、列伝一三竇融伝附竇憲伝に、

和帝即位し、太后臨朝す。憲、侍中を以て、内は機密を幹し、出でては誥命を宣す。……憲、前の太尉鄧彪の義讓有りて、先帝の敬する所にして、而して仁厚委隨なるを以て、故に之を尊崇し、以て太傅と為し、百官をして己れを総べ以て聴かしむ。其の施為する所は、輒ち外は彪をして奏せしめ、内は太后に白す。事従われざるは無し。

とあって、「内」なる場に立つて活動した竇憲が、人物的に御しやすい鄧彪をあくまで「外」なる場に置いて利用したことに、右の私見の妥当性を支えるところがある。と同時に、ここに記される「内」なる場に限定されて發揮される竇憲の「機密を幹し」「太后に白す」という政治機能こそが、実態からして竇太后が求めた「内輔」にあたるものではなからうか。そうであるならば、竇憲ひいては外戚竇氏の権力発動の基盤はあくまで皇太后臨朝であ

り、しかもそれは鄧彪によつて体现される体制的権力機構とは明確に區別されるものであったこととなる。そうしたところに、竇太后の都郷侯劉暢（齊王劉石の子）への寵愛を「宮省の権を分かつ」ものと「懼」れた竇憲による劉暢暗殺（竇憲伝）が引き起こされる下地があつたのである。以上、和帝期の外戚竇氏が皇太后臨朝に依拠しつつ「内」なる場にその権力基盤を置いていたことを確認したうえで、⁽²⁷⁾ 続いて当該期に登場するいまひとつの外戚、鄧氏について検討してみたい。

外戚竇氏を誅滅した後、「躬ら万機に親しん」だ和帝が元興元年（一〇五）一二月に崩ずると、皇太后鄧氏の臨朝のもと生後百余日の殤帝劉隆が即位した。ここに皇太后の兄鄧騭を中心に外戚鄧氏の政治的台頭が本格化する。鄧太后による臨朝とそれにもなう外戚鄧氏の政權掌握は、安帝の即位をはさんで建光元年（一二二）までの一六年間におよんでいるが、このことについて東晋次氏は、一族一党による宿衛・京師近傍の警固・内朝關係諸官の独占と「推進天下賢士」を通じた儒家官僚との協同連携による内外朝の掌握がもたらした安定性と自信によるものと指摘されている。⁽²⁸⁾ ただし前述のように、鄧騭をはじめ鄧氏の主だった人物の多くはその政權掌握期の大半を実質的には「無官」の状態であった。つまり外戚鄧氏は、官界に「内外」協同での自己勢力をいわば裾野のごとく広げながら、その中核部分にあつては官制的あるいは体制的な政治機能を保有していなかつたわけである。また、列伝六鄧禹伝附鄧騭伝に、

和帝の崩じてより後、騭兄弟常に禁中に居る。騭は謙遜して久しく内に在るを欲せず、連りに第に還らんことを求む。歳余、太后乃ち之を許す。

とあつて、鄧騭は「内に在」ることすら避けようとしている。それは何故であろうか。鄧騭伝には「深く竇氏に戒め」たためであつたとされている。先にみたように、竇氏にあつてはその中心にいる竇憲が「内」を舞台にかなり積極的な政治的行動をとつていた。鄧騭は、そこに竇氏の破滅の原因をみてとり、それがために右のような行動をとつたのかもしれない。それにしても外戚の拠点としての「内」からすら身を退こうとした鄧騭の意図あるいはその行動の意味するところは如何なるものであつたであろうか。因に、列伝三四張禹伝には、鄧太后が、太傅録尚書事張禹をして「禁内に居らしめん」としたことがみえるが、そこからは、皇帝の「省尚書事」機能を体制的に輔翼するものであつた録尚書事の任にあつた「外」なる重臣をして、「禁中」つまり「内」での政治的役割の一部を担わしめようとしたこと、換言するならば「内輔」を期待したことが看取できよう。これも右に述べたような鄧騭の政治的姿勢がもたらしたものといえるかもしれない。しかしながら、鄧氏が政治的に大きな勢力を築いたことは事実であり、またそうした鄧氏が「禁中」Ⅱ「内」にあつてその存立基盤をなしていたことも、前掲の鄧騭伝にみえるところである。つまり、鄧騭の行動の意味するところは、「内」からの逃避ではなく、「内」なる存在としての純化を意図したものとみるべきではなからうか。鄧氏は、竇氏にもまして「内」なる存在としての皇太后そのものに全面的に依拠したものとなつたと考えられる。だからこそ、その一族一党をもつてして宿衛および京師近傍警固の官あるいは皇帝側近の官職を半ば独占するとともに、「天下の賢士を推進す」ることによって人脈を広げながら儒家官僚の支持を確保していく必要があつたわけである。そしてそれ以上に、その唯一の権力基盤である太后臨朝の長期継続を凶らざるを得なかつたのである。その意味で、安帝の成長後も長期に亘つて継続された鄧太后臨朝は、

内外朝の掌握がもたらした安定性と自信とによるものというよりも、逆にその不安定性とそこからくる不安によるものであったと解する方がより妥当なのではあるまいか。⁽²⁹⁾

以上のように、和帝期の竇氏にしても、殤・安帝期の鄧氏にしても、究極のところは皇太后の臨朝称制に依拠しつつ、「内」なる存在としてその政治的権力を行使したものと見えるであろう。それでは、当該期の皇帝支配のついで、外戚が立脚した「内」なる構造は如何なる位置を占め、そのうえで何故に政治的に大きな力を發揮し得たのだろうか。そうしたことを考えるにあつての手がかりとなるのが、順帝陽嘉二年（二三三）になされた李固の対にみえる一文である。列伝五三李固伝によると、災異の頻発を憂慮した順帝が「当世の敵」と「為政の宜しき所」について策問し、それに李固が対したものであるが、そこで李固が主張したことのひとつに「内」なるものの正常化ということがある。つまり、先代安帝の阿母封爵と宦官寵遇とが、結果として「主威を侵奪し、嫡嗣を改乱し」と断じ、順帝の阿母宋娥封爵を抑止しようとし、さらに皇后梁氏一門の要職からの排除と中常侍就官者の子弟の孝廉察举権制限とが提言され、それに続いて、

今、陛下と共に天下を理むる者は、外は則ち公卿尚書、内は則ち常侍黄門。譬うれば猶お一門の内、一家の事のごとし。安ければ則ち其の福慶を共にし、危ければ則ち其の禍敗を通ず。

と述べられている。ここに尚書が「外」として描かれていることに關しては次節で検討するとして、一方で「内」なるものとしてあげられている「常侍黄門」については、それが宦官を意味するものと解するのが一般的である。⁽³⁰⁾ただし、『後漢書』中には、章帝が皇太后馬氏の兄馬防を指して「黄門舅」と呼んだ事例がみえ（皇后紀）、それよ

り何より李固の同じ対のなかで、皇后梁氏一門の官界進出を抑止すべきが述べられた部分に「宜しく歩兵校尉冀及び諸侍中をして還して黄門の官に居らしむべし」(榜点は筆者)とあることから、李固は宦官のみならず外戚をも含めたかたちで「常侍黄門」という言葉を用いたのであり、しかもその「黄門」は、官界という体制的局面とは一線を画したあり方としての外戚を意味しているとされよう。そうした外戚Ⅱ「黄門」(と「常侍」)が構成する「内」とは、自ずから前述した安帝期の外戚、鄧氏にとつての「内」とほぼ同一のものとなるであろう。唯一異なっているのは、鄧氏の「内」には太后臨朝が随伴していたのに対し、李固が理念する順帝期の「内」にはそれが無かったということである。

ところで、光武・明帝期に進展した尚書体制のもとでの皇帝支配の体制化にあつては、皇帝が「陛下の喉舌」たる尚書台を通じて官僚機構を統御運用するかたちの国政運営がおこなわれた。それをふまえて右の李固の対をみると、皇帝支配の体制的局面が「外」とされ、一方「内」は人格的存在としての皇帝に関わるものと理解される。このように、両者は明確にその場、その役割を異にしつつも、本来的には決して矛盾物として対峙してはいない。逆に両つながらにして皇帝支配を支えており、その意味で「内」と「外」とが皇帝支配のもとで各々にその場、その役割を純化させていつている情況が想起できる。⁽³¹⁾従つて、やや観念的になるが、尚書体制のもとで国政を運営する主体は人格的存在としての皇帝ではなく、それと「内」とがある種一体化したかたちでの「皇帝」存在ということになり、「内」を構成する皇太后およびそれを介した外戚、あるいは宦官も、人格的存在としての皇帝と一体化している限りにおいて、その私的利益あるいは意志をもって「皇帝」の支配意志となし得て、漢朝の国政運営に決定

的な影響力を行使することとなるのである。尚書体制のもとで外戚あるいは宦官という「内」なる存在が政權を掌握し得た基本的構造はこうしたことであり、尚書体制が後漢時代に入つて一層進展することで、当該期の外戚の政權掌握もその度合いを強めていくこととなつたわけである。なお、当該期には幼少なる皇帝の即位が顯著となるが、それも後漢時代における尚書体制の進展がもたらした副産物という側面があつたとみることができよう。

三 尚書体制の確立 —— 順帝期 ——

前節でおこなつた李固の対の検討をいましばらく続ける。前掲史料の前段部分を含めて再度引用してみる。

今、陛下の尚書有るは、猶お天の北斗有るがごときなり。斗は天の喉舌為り。尚書も亦た陛下の喉舌為り。斗は元氣を斟酌し、四時を運平す。尚書は王命を出納し、政を四海に賦く。權尊く勢重きは、責の帰する所なればなり。……今、陛下と共に天下を理むる者は、外は則ち公卿尚書、内は則ち常侍黃門。譬うれば猶お一門の内、一家の事のごとし。安ければ則ち其の福慶を共にし、危ければ則ち其の禍敗を通ず。

筆者は以前、この記述から当該期の尚書台のあり方として「陛下の喉舌」と「陛下と共に天下を理むる者」とのふたつを抽出し、そこから尚書体制形成の問題を考察した³²⁾。小論も、そこで得た理解の概要を下敷としたものである。ただし、ここまで検討してきた尚書体制のもとでの尚書台あるいは外戚のあり方をふまえて、再度右の李固の対を解釈すると、私見に若干の訂正を必要とするかのである。結論的にいえば、右の前者の「今」以下はまさしく皇帝存在にとつての尚書台のあり方、すなわち尚書体制のもとでの「陛下の喉舌」という尚書台の基本的性格

が述べられ、一方後者の「今」以下の部分では、前節で述べたように尚書体制による皇帝支配を支える「内」と「外」とからなる構造全体が描写されているものようである。いずれにせよ、右にみえる「内」と「外」とから、尚書台の当該期における「外朝」化を想定することには無理がある。

さて、こうした内容を含んだ李固の対がなされた順帝期には、その前半を中心に「比較的清平な治世」がもたらされている⁽³³⁾。そうした順帝期にあつては、その当初から尚書台あるいは尚書官僚の「活躍」が当該期の皇帝支配を支えていくという局面が顕在化している。本節では、右の李固の対を道標として、順帝期の尚書台あるいは尚書官僚の動きを中心に、当該期の尚書体制の展開について考察を加えてみたい。

前述のように、外戚鄧氏の長期に亘る政權掌握に対しては、それを批判する動きも少なからず生じているが、とりわけ鄧氏が和帝の長子劉勝を「痼疾有り」として斥けて、殤帝統いて安帝を擁立したことに対しては、官界に強い反発があつたようである(周章伝)。そうした雰囲気のなか、司空周章は、クーデターによる劉勝擁立を策謀するに至つたが、そこでは、鄧太后および安帝の廃位の前段階として「尚書を劫す」ることが不可欠な手順とされている(周章伝)。この計画は結局未発に終わり、「尚書を劫す」ることと太后および皇帝の廃位との関連性は不明のままとなるが、この安帝が崩じた後、政局が激動するなかで、こうした政変時における尚書台の役割が明らかとなつてくる。

周知のように、順帝劉保は当初安帝の皇太子であつたが、延光三年(一二四)九月、安帝側近派の策謀により廃され、濟陰王に貶されていた。ただし、この廃位には官界に強い抵抗があり(陳忠伝)、その翌年三月に安帝が行幸

の途次崩じて、それまで安帝側近派を形成していた外戚閻氏と耿宝・王聖一派との間に分裂抗争の動きが生じると、それをめぐる混乱のなかで、廢太子劉保擁立の動きが顕在化してきた。順帝紀に、

明年三月。安帝崩じ、北郷侯立つ。濟陰王は廢黜されたるを以て、上殿し親ら梓宮に臨するを得ず。悲号して食せず。内外の群僚之を哀れまざるはなし。北郷侯の薨するに及び、車騎將軍閻顯及び江京、中常侍劉安・陳達等と太后に白し、秘して喪を發せず。而して更めて諸国の王子を徵立し、乃ち宮門を閉じ、屯兵して自守す。一二月丁巳。京師及び郡國一六に地震す。是の夜、中黃門孫程等一九人、共に江京・劉安・陳達等を斬り、濟陰王を德陽殿西鍾下に迎え、皇帝位に即かしむ。年一一。近臣尚書以下、輦に従い南宮に到り、雲台に登り、百官を召す。尚書令劉光等奏言すらく。……而して即位は倉卒にして、典章多く缺く。請うらくは礼儀を条案し、分別具奏せんことを。制して曰く。可。

とあり、この後閻氏一派の掃討誅滅がおこなわれ、順帝の即位が確固たるものとなった。また列伝六八孫程伝には、孫程等宦官一派による濟陰王擁立に至る過程が詳細に記されているが、それによると右に「近臣尚書以下……」とある箇所が、「召尚書令・僕射以下、從輦幸南宮雲台」となっており、擁立された劉保に従って南宮に入ったのは尚書令・僕射以下の尚書官僚であったことがわかる。つまり、右に「皇帝位に即く」と記されているものの、当該時点ではクーデターの帰趨は未だ明らかではなく、それだけにその後続く尚書官僚をともなった南宮入りと、召集した百官を前にしての尚書令劉光等による奏言を裁可した行為が、実質的にこのクーデターを成功に導き、そして順帝劉保の皇帝即位の正当性を証したものとみることができるとしてこの場合、とくに尚書令等による「奏

言」とその裁可とが大きな意味をもっているようである。その「奏言」の内容は、まず劉保の皇帝即位の正当性が、皇太子時代に遡ってその廢位の不当性を証することで主張され、ついでただし政変をともなつた即位であるため、踐むべき典禮儀式など不備な状態にあることをふまえて、尚書台で分類整備したうえで具体化して上奏したいというものである。要するに、こうした局面での尚書台の役割としては、新皇帝即位という体制の根幹に関わる事態にあつて、尚書台はその正当性を証し、そしてそれをふまえて体制としてその支配を始動させるという重要なことうえないものであつたとされよう。しかも順帝即位にあつたので、尚書台のそうした役割は右にみたことだけで完結してはいない。順帝擁立の政変が成功した翌月つまり延光四年一二月に、

癸卯。尚書奏請すらく、有司に下して、延光三年九月丁酉の皇太子を以て濟陰王と為せる詔書を收還せんことを。奏、可とせらる。

とあるように（順帝紀）、安帝が皇太子であつた劉保を貶して濟陰王とした際の詔書の回収を、尚書台が奏請し、裁可されている。この詔書の存在は、順帝にとつてその即位の正当性を阻害する性格のものである。それだけに、尚書台による詔書の回収処理は、順帝による新体制始動に不可欠のものであつたわけである。

以上みてきたところから、尚書台のあり方をいま一度確認するならば、人格的存在としての皇帝を、体制的存在へと変換させ、それによつて体制としての皇帝支配を支えていくというものであつたということになる。そうした尚書台をもつて、三公府の機能権限を「奪」つて国政担当機構化し、あるいは新たな側近勢力にその地位機能を「奪」われて外朝化するといった次元で論じるべきではないことも、改めて確認しておきたい。

ところで、順帝紀永建元年（一二六）の条に、

九月辛亥。初めて三公・尚書をして入りて事を奏せしむ。

とあり、また列伝二七桓榮伝附桓焉伝に、

順帝即位し、（桓焉）太傅に拜され、太尉朱寵と並びて録尚書事たり。焉復た入りて経を禁中に授く。讎見に因りて、建言すらく、宜しく三公・尚書を引き入れて事を省せしむべしと。帝之に従う。

とあって、順帝即位の翌年、録尚書事の任に就いた太傅桓焉の建言により、三公および尚書官が「入りて事を奏（省）」したことがみえている。その実態は不明であるが、推測するに、順帝がこの時一二歳といまだ幼少であったこと、なおかつ皇太后臨朝が無かったことなどを考慮すると、太后臨朝無きままに幼少の身で国政運営の前面に立つこととなった順帝を、体制としての皇帝支配を担っていた三公（府）および尚書（台）が太后臨朝を代替するかたちで輔翼しようとしたものではなからうか。佐藤達郎氏は、順帝紀陽嘉元年閏月の条に、「詔して曰く。……今刺史・二千石の選は、三司に帰任す」とあり、また列伝二〇下郎顛伝にみえる郎顛の対にも「今選挙は皆三司に帰す」とあることから、「三公に牧守の選挙の権を帰せんとする順帝の積極的な意志」があつたとされている。⁽³⁴⁾ こうした順帝による三公（府）の重要視は、「陛下の喉舌」としての尚書台の重視とともに、皇太后あるいは外戚による「内輔」無き順帝が、その皇帝支配にあたって尚書体制を全面に打ち出したことによるものであろう。

また、この順帝期には、尚書台を構成する尚書令・僕射あるいは列曹尚書の国政運営への積極的関与の事例が顕在化している。列伝五一周拳伝に、

陽嘉三年。司隸校尉左雄、(冀州刺史周) 举を薦む。徴して尚書に拜す。举、僕射黄瓊と同心輔政す。名、朝廷に重んぜらる。左右は之を憚る。……詔書して举の才学優深なるを以て、特に策を下し問うて曰く。……举、对えて曰く。…因て举及び尚書令成翊世・僕射黄瓊を召見し、問うに得失を以てす。

とあって、尚書令以下の尚書官僚が策問あるいは召見を通じて国政に関する諮問をうけ、それに応えることで「同心輔政」していたとされる。こうしたあり方も、尚書台の「外朝」化あるいは尚書官僚の「外朝官」化が指摘される根拠となっているようである。いまその点について、順帝期に尚書官僚として活躍した左雄の事績を通じて検討してみたい。順帝の治世の当初から積極的に発言していた左雄は、尚書僕射虞詡の「宜しく擢いて喉舌の官に在らしむべし」との推薦によって列曹尚書に拜せられ、再遷して尚書令となった。尚書令としての左雄は、地方官任用法あるいは寇賊対策、太学の改修そして次にみるような孝廉制改革を次々と建議していく。列伝五一左雄伝に、

雄又た上言す。……請うらくは、今より孝廉の年四十に満たざるは、察举するを得ず。皆な先に公府に詣らしめ、諸生は家法を試し、文吏は牋奏を課せ。之を端門に副え、其の虚実を練り、以て異能を覩て、以て風俗を美しくせん。科令を承げざる者有れば、其の罪法を正さん。若し茂材異行有れば、自ら年齒に拘わらざること可なりと。帝之に従う。是に於て郡国に班下さる。

とある。この孝廉制改革をめぐるのは、福井重雅・東晋次・西川利文氏らによる考察がなされ、その制度史的問題や政治的背景などが明らかにされている。⁽³⁵⁾ところで、列伝三四胡広伝によると、左雄による孝廉制改革案の建議が一種の「独断専行」によっておこなわれたことがわかる。その経緯は、①尚書令左雄単独による改革案建議 ②

順帝の裁可 ③尚書官による「参（議）」④僕射および一部列曹尚書による駁議提出 ⑤順帝の駁議却下そして改革案実施となる。僕射らによる駁議提出の（表面上の）理由は、「一臣の言を以て、旧章を剗戻し、…而して台司に訪ねず、卿士に謀らなかつ」た点にある。少なくとも、尚書官合同会議での審議を求めたわけである。この点、第一章でみたような「尚書通議」的会議がその後も尚書台にあったのかもしれない。しかし、順帝はそうした駁議を却下して改革案を裁可し実施に移している。ということは、制度的にみた場合、「尚書通議」的会議のあり方が決して法制的根柢をもったものではなく、それだけに右にみえてきた順帝期における尚書官僚の国政への積極的関与も、「陛下の喉舌」として順帝の皇帝支配を支えている尚書台のあり方をふまえたものではあるものの、尚書台を構成する官僚として組織的行動としてなされたものとはいえず、あくまで個々の官僚としての「輔政」であつたようである。つまり当該期の尚書台を国政担当機構として措定することはできない。

以上みてきたように、順帝の治世にあつては、その即位に功績のあつた宦官の勢力拡大という動きが進行してはいたものの、「陛下の喉舌」たる尚書台の機能發揮と国政運営面での三公（府）以下の官僚機構の重視とによる、まさしく尚書体制のもとの国政運営が図られ、それが背景となつて「清平な治世」が展開されたといえよう。李固が尚書台を「陛下の喉舌」と位置づけたうえで、順帝の国政運営を支えるものとして「外は則ち公卿尚書、内は則ち常侍黄門」と述べたのは、こうした尚書体制のあり方をふまえたものであつたわけである。筆者はここに尚書体制の一応の確立を認めたい。

おわりに

その前半に「清平な治世」が開された順帝期ではあったが、やがて順帝が「宦官に委縦」（張綱伝）し、「朝に寵倖多」（周拳伝）き有り様となつてくると、時代は宦官および外戚として儒家官僚によって、激烈にしてかつ錯綜とした政治抗争が繰り返される後半期へと突入していくこととなる。

ところで、後漢後半期にあつては、前半期にはみられなかつた政治上の特徴が顕在化してくる。ひとつは外戚による録尚書事の権掌握であり、順帝没後の梁冀にはじまり竇武さらに何進と続いている。いまひとつは宦官による尚書令管領に象徴される「陛下の喉舌」への介入といった事態であり、宦官尚書令は一時的な現象であつたといへ、靈帝期の曹節の事例が確認でき、また当該期には「中詔」あるいは「事從中下」と表現される宦官の「喉舌」的活動が目立ってくる。こうしたことを、後漢後半期の外戚あるいは宦官のさらなる跋扈という事象と重ね合わせると、そこに前半期とは異なつた皇帝支配をめぐる動きが生じてきたことが想定できる。小論でほとんどとりあげ得なかつた宦官の問題をも含め、稿を改めて検討したい。

註

- (1) 狩野直禎『後漢政治史の研究』（同朋舎出版、一九九三年）、渡邊義浩『後漢国家の支配と儒教』（雄山閣、一九九五年）、東晋次『後漢時代の政治と社会』（名古屋大学出版会、一九九五年）。
- (2) 『歴史学研究』七〇七号（一九九八年二月）には、研

究動向として次のふたつが掲載されている。井ノ口哲也「後漢研究へのまなざし」、小嶋茂稔「後漢時代史研究の近年の動向」。また、註(1)の三著に対してなされた書評にも、三氏の研究成果をふまえたうえでの新たな問題追及の方向がそれぞれに示されている。

(3) 前掲註(2) 井ノ口氏の論考にこれまでの「後漢」時代の取り扱われ方に関する解説がある。

(4) 定説的理解に立って総合的に考察されたものが、前掲註(1) 東氏著書である。一方、後者の研究動向としては、藤田高夫「前漢後半期の外戚と官僚機構」(『東洋史研究』第四八巻第四号、一九九〇年三月)がある。なお、小川由記氏は東氏前掲書の書評において、皇帝権の相対化という視角の問題点を指摘されている(『史林』第七九巻第四号、一九九六年七月)。

(5) 「内朝と外朝——漢朝政治構造の基礎的考察——」(『新潟大学教育学部紀要』人文社会科学編第二七巻第二号、一九八六年三月)、「漢時代における尚書体制の形成とその意義」(『東洋史研究』第四五巻第二号、一九八六年九月)、「前漢中期の政治構造と『霍氏政権』」(『新潟史学』第三五号、一九九五年一〇月)、「前漢後期における尚書体制の展開とそれをめぐる諸問題——中書宦官・三公制形成・王莽

政権——」(『東アジア——歴史と文化』第七号、一九九八年三月)など。

(6) 小論で使用する「後漢前半期」という時期区分は、光武帝期からおおよそ順帝期前半頃までを想定したものである。それは、この期間に皇帝一元支配、外戚の政權掌握そして宦官の政治的台頭という、後漢時代の政治史上の「三要素」が現われ、順帝末年以降の外戚専權のピーク(梁氏)と「桓・靈之間」の宦官専權を準備したと考えていることによる。

(7) 前掲註(5) 拙稿参照。

(8) 鎌田重雄「漢代の尚書官——領尚書事と録尚書事を中心として——」(『東洋史研究』第二六巻第四号、一九六八年三月)、山田勝芳「後漢の大司農と少府」(『史流』第一八号、一九七七年)など参照。山田氏は、後漢時代の尚書を、三国時代における尚書執行体制に向かう歴史的变化のなかに位置づけ、財政の面にあつて、尚書が高次の権限を掌握し、大司農がそのもとで実務執行機関化していったこと、そしてそれが独裁権を強化しようとした光武帝の意志によつてもたらされたものであったことなどを指摘されている。百官志の「文属」という記述に着目された氏の研究には、継承すべき点が多くある。ただし、一方で「前漢以

来一定の制度的安定を得、発展した官僚機構は、本来皇帝権執行の手足であるべきものがそれ自体の安定化とともに皇帝権を制約する大きな力に転化しつづつあった」(一九九頁)と述べられるように、官僚機構の発達が皇帝権を制約するという伝統的な理解を根底に置くものであり、その点再考されるべきと考えている。

(9) 祝総斌『兩漢魏晋南北朝宰相制度研究』(中国社会科学出版社、一九九〇年)第五章第一節。また下倉涉『三公』の政治的地位について、『集刊東洋学』第七八号、一九九七年)は、後漢時代の三公(府)の再評価を試みたものである。

(10) 尚書の政治機能については多くの研究があるが、ここではとくに安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』上冊(齊魯書社、一九八四年)および前掲註(9)祝氏著書によった。

(11) 朝議あるいは元会といったものに象徴される中国古代国家の朝政と儀礼の構造や機能などについては、渡辺信一郎『天空の玉座——中国古代帝国の朝政と儀礼——』(柏書房、一九九六年)を参照。

(12) 尚書の「問状」機能についての事例検証は、前掲註(5)拙稿「漢代における尚書体制の形成とその意義」においておこなった。参照されたい。

(13) 佐藤達郎「尚書の銓衡の成立——漢代における『選挙』の再検討——」(『史林』第七八巻第四号、一九九五年七月)。

(14) 影山剛「中国古代の商工業と専売制」(東京大学出版会、一九八四年)Ⅷ 後漢朝の塩制に関する一、二の問題」、山田勝芳『秦漢財政収入の研究』(汲古書院、一九九三年)第六章「専売・均輸平準、及び諸収入」など参照。

(15) 前掲註(11)渡辺氏著書参照。また漢代の種々の会議については、永田英正「漢代の集議について」(『東方学報』京都第四五冊、一九七二年)参照。

(16) 前掲註(1)狩野氏著書第二章第二節、前掲註(8)山田氏論考など参照。

(17) 前掲註(5)拙稿「前漢中期の政治構造と『霍氏政權』」参照。

(18) 光武・明帝期と章帝期の間に、皇帝支配をめぐって大きな変化があったことは、前掲註(1)渡邊氏著書第一編第三章、および東氏著書第一章にそれぞれ論じられている。

(19) 前掲註(8)鎌田氏論考。また大庭脩氏も鎌田氏の理解にそって録尚書事を理解されている。大庭「秦漢法制史の研究」(創文社、一九八二年)第一編第二章「漢王朝の支配機構」参照。

(20) 前掲註(5)拙稿「漢代における尚書体制の形成とその

の意義」。

(21) 前掲註(1) 東氏著書参照。

(22) 前掲註(4) 藤田氏論考参照。

(23) 外戚の権力基盤のひとつとして將軍の屯兵という武力があった点については、前掲註(19) 大庭氏著書第四編第一章「前漢の將軍」参照。

(24) 仲山茂氏は、東氏著書の書評において、この点に着目して、当該期における鄧氏專權の確立をみる東氏の見解に疑問を呈しておられる。「名古屋大学東洋史研究報告」第一二二号、一九九八年。

(25) 漢代の皇太后臨朝については、谷口やすよ「漢代の『太后臨朝』」(『歴史評論』第三五九号、一九八〇年)参照。因に、前漢時代にあつて太后臨朝に付随して外戚の政治的進出が確認できるのは、前漢初の呂太后の場合と極末の王太后のもとの王莽の場合に限られており、その他は太后臨朝との連動は認められない。

(26) 狩野直禎氏は「兄の寶憲を太傅にするところだが、こゝは一步譲つて鄧彪をこれにあてようというのである」と解釈されている。前掲註(1) 狩野氏著書三六一頁。

(27) 渡邊義浩氏は、後漢時代における外戚の政權掌握のあり方を個々に検討したうえで、後漢の外戚は前皇帝の嫡妻

權(皇后權)を基盤とする皇太后權にその権力の淵源を有し、將軍職と内朝を掌握して権力を行使したと結論される(前掲註(1) 渡邊氏著書第二編第五章)。小論は、渡邊氏とはやや視点を變えて、皇太后臨朝に依拠した外戚の專權のあり方を政治構造的に説明しようとするものである。

(28) 前掲註(1) 東氏著書第四章第一節「鄧氏政權の構造」二〇七頁。

(29) 鄧太后による臨朝の長期化に対して批判的であつた一族の鄧康は、結局免官・就国のうえ「屬籍を絶」たれている(皇后紀)。また列伝四七杜根伝には、「時和熹鄧后臨朝、權在外戚。(杜)根以安帝年長、宜親政事。乃与同時郎上書直諫。太后大怒、収執根等、令盛以繡囊、於殿上撲殺之。」とあつて、官界からの批判に対する鄧太后の過剰ともいえる反応ぶりがみえている。こうしたことにも、外戚鄧氏が「内」なる存在として純化することで、太后臨朝に全面的に依拠せざるを得ず、それがために臨朝を可能な限り「引き延ばす」しか方途が無かつたことが示されている。

(30) 前掲註(8) 鎌田氏論考参照。また筆者もこれまで「常侍黃門」を宦官と一義的に解釈してきた。訂正したい。漢王朝の財政構造をめぐる大きな變動とそれにとまなう後

漢の少府の帝室担当官府としての「純化」といった動きと軌を一にするものかもしれない。

(32) 前掲註(5) 拙稿「漢時代における尚書体制の形成とその意義」。

(33) 前掲註(1) 東氏著書二二〇頁。なお、その背景として狩野直禎氏は、順帝劉保の個人的資質、いわゆる礼教派人士の政治進出と彼らによる順帝の輔導、そして治世初期における外戚の不存在をあげられる。

(34) 前掲註(13) 佐藤氏論考八五頁。

(35) 福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』(創文社、一九八八年)第一章第二節、前掲註(1) 東氏著書第四章第二節、西川利文「胡広伝覚書——党錮事件理解の前提として——」(『仏教大学文学部論集』第八二号、一九九八年)など参照。なお東氏は、筆者も注目した孝廉制改革をめぐつての左雄の「独断潜行」の背景を、当該期に常態化していた外戚や宦官あるいは高官の選挙請託の排除という改革の所期の目的を、妨害を受けることなく実現するためのものであったと指摘されるが、妥当な見解といえよう。